

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【事業年度】	第5期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
【会社名】	株式会社国際協力銀行
【英訳名】	Japan Bank for International Cooperation
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁 近藤 章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目4番1号
【電話番号】	03-5218-3304(代表)
【事務連絡者氏名】	財務・システム部門 執行役員 財務部長 小川 和典
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目4番1号
【電話番号】	03-5218-3304(代表)
【事務連絡者氏名】	財務・システム部門 執行役員 財務部長 小川 和典
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「当行法」という。なお、本有価証券報告書における当行法についての記述は、本有価証券報告書提出日現在有効な規定に従って記載しております。）に基づき、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が同公庫から分離され、日本政府が全株式を保有する政策金融機関として平成24年4月1日に設立されました。なお、駐留軍再編促進金融業務については、平成24年9月末をもって終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年11月末に同勘定を廃止しております。また、平成28年5月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年法律第41号）が可決・成立しております。同法律における関連規定が施行されたことを受け、同年10月1日に、期待収益は十分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う特別業務を開始しております。

○主要な経営指標等の推移

		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
		自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日	自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日	自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日	自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日	自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日
経常収益	（百万円）	217,291	226,100	257,252	240,005	294,656
経常利益	（百万円）	63,583	91,358	120,496	42,728	41,537
当期純利益	（百万円）	63,585	91,366	126,187	42,772	41,612
持分法を適用した 場合の投資利益	（百万円）	-	-	-	-	-
資本金	（百万円）	1,360,000	1,360,000	1,391,000	1,391,000	1,683,000
発行済株式総数	（千株）	1,360,000,000	1,360,000,000	1,391,000,000	1,391,000,000	1,533,000,000
純資産額	（百万円）	2,346,738	2,341,312	2,460,520	2,472,367	2,507,611
総資産額	（百万円）	14,430,245	16,346,047	18,463,816	17,580,622	18,571,673
貸出金残高	（百万円）	10,555,128	12,655,401	14,432,949	13,540,661	14,309,138
1株当たり純資産額	（円）	1.72	1.72	1.76	1.77	1.63
1株当たり配当額	（円）	-	-	-	-	-
1株当たり当期 純利益金額	（円）	0.04	0.06	0.09	0.03	0.02
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額	（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率	（％）	16.26	14.32	13.33	14.06	13.50
自己資本利益率	（％）	2.71	3.90	5.26	1.73	1.67
株価収益率	（倍）	-	-	-	-	-
配当性向	（％）	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	13,826	151,011	32,337	716,752	86,879
投資活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	33,030	100,086	19,356	21,888	38,559
財務活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	42,358	31,712	14,695	63,698	120,601
現金及び現金同等物 の期末残高	（百万円）	23,154	42,367	40,651	715,594	884,516
従業員数	（人）	664	661	666	670	672

（注）1．当行は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3．1株当たり配当額及び配当性向について、当行は、当行法第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していないため、記載しておりません。

4．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5．自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。

6. 株価収益率について、当行株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。
また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【沿革】

当行は、当行法に基づき、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務（以下「旧日本公庫JBIC」という。）が同公庫から分離され、日本政府が全株式を保有する政策金融機関として平成24年4月1日に設立されました。駐留軍再編促進金融業務については、平成24年9月末をもって終了し、残余財産の国庫納付をもって、同年11月末に同勘定を廃止しております。また、民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、当行の機能を強化するものとして、平成28年5月に「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立しております。同法律における関連規定が施行されたことを受け、同年10月1日に、期待収益は十分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行う特別業務を開始しております。

なお、参考として、旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行及び旧日本公庫JBICの沿革についても記載しております。

年月	事項
平成23年4月	「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、平成24年4月1日に日本政策金融公庫から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が分離することが決定
平成24年4月	当行設立
平成24年9月	駐留軍再編促進金融業務を終了
平成24年11月	駐留軍再編促進金融勘定を廃止
平成28年5月	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」が可決・成立
平成28年10月	特別業務を開始

(参考)

旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行、旧日本公庫JBICに係る沿革

年月	旧日本輸出入銀行に係る事項	年月	旧海外経済協力基金に係る事項
昭和25年12月 昭和27年4月	日本輸出銀行設立 日本輸出銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更	昭和36年3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金を設立
年月	旧国際協力銀行に係る事項		
平成11年4月	「国際協力銀行法」が公布		
平成11年10月 平成18年11月 平成19年9月 平成20年10月	国際協力銀行設立 (日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継) 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が成立 「国際協力銀行法」の改正法が施行(「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」の施行に伴い、特例業務として駐留軍再編促進金融業務を規定) 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、国際金融等業務につき株式会社日本政策金融公庫に統合、「国際協力機構法」に基づき、海外経済協力業務につき国際協力機構に統合		
年月	旧日本公庫JBICに係る事項		
平成19年5月 平成20年10月 平成22年4月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫(現 国民生活事業)、農林漁業金融公庫(現 農林水産事業)、中小企業金融公庫(現 中小企業事業)及び(旧)国際協力銀行(うち国際金融等業務)(現 当行)の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、日本政策金融公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定(駐留軍再編促進金融勘定)を設置		

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、平成29年3月31日現在、当行及び関連会社7社から構成されており、当行は当行法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（目的）

当行は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

- ・日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進
- ・日本の産業の国際競争力の維持及び向上
- ・地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
- ・国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処

（企業理念、コーポレート・スローガン、行動原則）

当行は、当行法第1条に規定される目的の下、以下の「企業理念」、「コーポレート・スローガン」、「行動原則」を定め、業務を行っております。

・企業理念

国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。

現場主義：

海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造します。

顧客本位：

お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげることで、独自のソリューションを提供します。

未来志向：

安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮して、日本と世界の持続的な発展に貢献します。

・コーポレート・スローガン

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

・行動原則

- 一、公益の追求。日本と国際社会への貢献、その使命を全うします。
- 一、顧客の満足。お客さまの立場で悩み、考え、そして行動します。
- 一、プロとしての責任。いかなる仕事にも、主体的に取り組みます。
- 一、果敢なるチャレンジ。失敗を恐れず、新たな価値を創造します。
- 一、スピードとコスト。効率を意識し、仕事の質を高めていきます。
- 一、チームワーク。仲間と心をひとつに、大きな成果を追求します。
- 一、倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。

（業務の内容）

当行は、その目的を達成するため、当行法その他の法令により定められた業務について、以下を主要な業務として遂行しております。

- （１）輸出金融：我が国プラント輸出の振興、我が国輸出者が他の先進諸国と競争する際の金融面での等しい競争条件の確保（注）を目的とし、日本企業が、発電・通信設備・船舶等のプラントや技術を海外に輸出する際に必要な資金の融資・保証。

（注）他の先進諸国においても公的輸出信用を利用しプラント等の輸出を政府が支援しております。

- (2) 輸入金融：我が国への資源の安定供給確保等を目的に、石油・LNG・鉄鉱石などの重要物資を輸入する際に必要な資金の融資・保証。なお、資源関係以外については我が国への輸入が不可欠である航空機等に関し保証制度を活用。
- (3) 投資金融：我が国の海外事業活動の促進を目的に、日本企業が海外において、現地生産、資源開発など事業を行う際に必要な長期事業資金の融資・保証。
- (4) 事業開発等金融：外国政府、外国政府機関等が実施する日本の貿易、投資等、海外経済活動のための事業環境整備に貢献する事業や、高い地球環境保全効果を有する事業等に必要な資金の融資・保証。
- (5) ブリッジローン：国際収支上の理由及び緊急の必要がある場合に、国際機関等が経済支援資金を供与するまでの間貸し付ける短期融資。
- (6) 出資：海外において事業を行う日系合併企業や日本企業・国際機関が参加するファンド等に対する出資。
- (7) 調査業務：上記の業務に必要な調査。

(経理の特徴)

(1) 区分経理

当行は、一般業務及び特別業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理を行うこととされております(当行法第26条の2)。

また、当行が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、業務勘定ごとに整理することとなります(当行法第4条及び第33条)。

(2) 剰余金処分及び国庫納付

当行は、当行法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

イ 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされており(当行法第31条第1項)、

ロ 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております(同条第2項)。

当行の剰余金は上記以外の方法をもって配当その他の処分を行ってはならないとされております(同条第5項)。

(日本国政府との関係)

(1) 株式の政府保有

当行の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております(当行法第3条)。

(2) 日本国政府による監督等

イ 監督

財務大臣は、当行を、当行法等の定めるところに従い監督し、当行に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます(当行法第38条)。また、財務大臣は、必要があると認めるときは、当行(業務等を委託した法人を含む。)に対して報告を求め、又はその職員に、当行を検査させることができます(当行法第39条)。

また、財務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します(当行法第40条)。

ロ 役員の選任及び解任等

当行の取締役又は監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(当行法第6条第1項)。また、当行の代表取締役の選定及び解職の決議についても、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません(同条第2項)。

ハ 定款の変更の決議

当行の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません(当行法第41条第3項)。

二 合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当行を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当行が独自に決定することはできず、法律によって定められることになっております（当行法第42条）。

（３）財務面の関与

イ 予算及び決算

（イ）予算

当行の予算は、政府関係機関予算として、財務大臣に提出され、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます（当行法第16条、第19条）。また、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、外国為替資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等）についても、予算に添付して国会に提出されます（当行法第17条）。

（ロ）決算

当行は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、財務大臣に提出することとされております（当行法第26条）。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録（以下「貸借対照表等」という。）の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して財務大臣に提出することとされており、決算報告書は財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され（当行法第27条）、会計検査院の検査を経て国会に提出されます（当行法第28条、第29条）。

ロ 政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当行は、政府から借入れをすることができます（当行法第32条）。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当行の社債に係る債務又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができます（当行法第35条第1項）。

ハ 借入金及び社債発行等の制限

当行は、各事業年度、社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針を策定して包括的に財務大臣の認可を受けております（当行法第33条第4項）。

当行の短期借入金、外国通貨長期借入金及び政府からの借入金及び社債の元本額の合計は、当行の資本金及び準備金の合計額の10倍を超えてはならない（社債の借換えに必要な場合は除く。）こととされています（当行法第33条第6項、第7項）。

二 出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当行に出資することができます（当行法第4条）。

ホ 検査

（イ）会計検査院の検査

当行に対しては、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われております。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

（ロ）財務大臣の検査

当行に対しては、財務大臣による検査が行われます（当行法第39条）。

（ハ）金融庁の検査

当行に対しては、金融庁による検査が行われます。財務大臣は、当行法第39条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（当行法第40条）。

4【関係会社の状況】

(平成29年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権 の所有 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業 上の 取引	設備 の賃 貸借	業務 提携
(関連会社) IFC Capitalization (Equity) Fund,L.P.	アメリカ合衆国デラウェア州	1,244,017 千米ドル (注1)	その他事業 (投資業)	39.22	-	-	-	-	-
(関連会社) IFC Capitalization (Subordinated Debt)Fund,L.P.	アメリカ合衆国デラウェア州	172,500 千米ドル (注1)	その他事業 (投資業)	86.96	-	-	-	-	-
(関連会社) Credit Guarantee and Investment Facility	フィリピン共和国マニラ市	700,000 千米ドル (注1)	ASEAN+3域 内企業の社 債に対する 保証供与	28.57	1 (-) (注3)	-	-	-	-
(関連会社) Delhi Mumbai Industrial Corridor Development Corporation Limited	インドニューデリー市	1,000,000 千ルピー	デリー・ムンバイ産業大動脈構想対象地域における各都市のマスタープランの作成、F S実施等	26.00	2 (-) (注3)	-	-	-	-
(関連会社) Japan-China Eco Fund Pte.Ltd	シンガポール共和国シンガポール市	355,100 千人民元 (注1)	その他事業 (投資業)	39.55	-	-	-	-	-
(関連会社) Dawei SEZ Development Company Limited	タイ王国バンコク	18,000 千タイバーツ (注1)	ダウエイ経済特区開発に係るミャンマー政府機関への助言等	33.33	3 (-) (注3)	-	-	-	-
(関連会社) JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund	ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市	65,270 千米ドル (注1)	ASEAN諸国等のマイクロファイナンス金融機関向け投融資	24.90	-	-	-	-	-

- (注) 1. 決算日が12月31日の関係会社については、平成28年12月31日現在の状況を記載しております。ただし、「JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund」については、平成29年3月31日現在の状況を記載しております。
2. 「IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund,L.P.」は、上記に記載の議決権の所有割合を有しておりますが、当行が事業の方針等の決定に対して関与し得る影響は、出資契約上一部に限定されることから、関連会社としております。
3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の括弧内は、当行の役員(内書き)であります。

5【従業員の状況】

当行の従業員数

(平成29年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
672	38.68	13.01	8,390

- (注) 1. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

- 2 . 平均年齢及び平均勤続年数は、社外から当行への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
- 3 . 当行の従業員組合は、株式会社国際協力銀行組合と称し、組合員数は328人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。
- 4 . 同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セグメント別の記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績等

総括

最近の世界経済の動きを見ると、全体としては緩やかな回復基調にあるものの、アメリカの金融政策正常化の影響、中国を始めとする主要新興国等の成長減速等、経済成長に対する下方リスクが依然として存在します。また、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、輸出・生産が持ち直し、緩やかに回復していくことが期待されています。

こうした中、我が国を取り巻く国際的な環境も、大きく変化しつつあります。資源分野では、資源小国たる我が国にとって、国際的な地政学的構造の変化を踏まえつつ、資源外交及びエネルギー協力等の総合的な取組強化を通じ、官民一体となり、自主開発比率向上による中長期的な資源・エネルギーの安定確保・開発を進めていくことは引き続き重要な課題であり、調達先国の多角化、資源国との関係強化及び調達コストの低減等に加え、我が国企業が資源価格の低下局面の好機を逃すことなく権益を取得することができるような取組が求められています。また、我が国の産業界では、少子高齢化の進展に伴う国内需要の減少等を踏まえ、海外に収益機会を求める動きを強めています。我が国の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、競合する先進国企業、台頭する新興国企業との国際競争を勝ち抜き、経済性（ライフ・サイクルコストの低減等）・安全性に優れた質の高いインフラ投資を推進し、我が国の力強い経済成長につなげていくために、単なる機器の輸出のみならず、設計から運営・管理までを含むシステムとしての受注や、事業投資の拡大といった多様なビジネス展開を官民一体となって推進することが重要となっています。さらに、地球環境保全と経済発展の両立を図ることが、世界共通の課題として認識される中、個別のプロジェクトにおける環境・社会配慮のみならず、我が国の高度な環境技術を活用した案件や再生可能エネルギー案件をはじめ、環境の保全・改善に繋がるようなプロジェクトの実施への期待も増えています。

かかる状況下、当行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、に資する出融資保証等案件への積極的な対応を行ってまいりました。

当事業年度は、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）や「インフラシステム輸出戦略（平成28年度改訂版）」（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）等の政府施策も踏まえつつ、資源権益の取得・開発の促進、日本企業による海外M&Aの促進、インフラ案件を始めとする日本企業の海外展開等を積極的に支援してまいりました。

こうした取組の結果、当事業年度の当行全体の出融資保証承諾実績は、2兆2,397億円となりました（参考：前事業年度比1,576億円減少）。

また、損益の状況につきましては、当事業年度は上記取組等により、貸出金利息等の資金運用収益2,592億円（前事業年度比454億円増加）等を計上した結果、経常収益は2,946億円（前事業年度比546億円増加）となりました。一方、借入金利息等の資金調達費用1,774億円（前事業年度比536億円増加）等を計上した結果、経常費用は2,531億円（前事業年度比558億円増加）となりました。結果、経常利益は415億円（前事業年度比11億円減少）となり、特別損益を含めた当期純利益は416億円（前事業年度比11億円減少）となりました。

なお、以下において、前事業年度の一般業務勘定の数値については、一般業務勘定設置の日の前日までは、この勘定に対応する株式会社国際協力銀行に係るものであります。

〔一般業務〕

一般業務の関係では、アラブ首長国連邦における日本企業の油田開発事業や米国における銅鉱山権益取得案件のほか、日本企業による米国のバイオテクノロジー企業の買収案件や欧州の総合人材派遣会社の買収案件等を支援しました。また、インドネシア共和国でのガス火力発電事業や地熱発電事業、ロシア連邦の石炭搬出用港湾事業等のインフラ案件向け融資に加え、インド・グジャラート州における工業団地運営事業向け出資や、ASEAN諸国を中心とする各国における中堅・中小企業の海外事業展開についても、積極的に支援しました。このほか、地球環境保全業務としてエクアドル共和国政府向けクレジットラインの設定を通じたエネルギー効率化事業支援や、メキシコ石油公社が発行するサムライ債に対する保証を供与致しました。こうした取組の結果、当事業年度の出融資保証承諾実績は、2兆2,073億円となりました。

一般業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は2,946億円（前事業年度比546億円増加）となりました。一方、借入金利息等の資金調達費用1,774億円（前事業年度比536億円増加）等を計上した結果、経常費用は2,530億円（前事業年度比557億円増加）となりました。結果、経常利益は416億円（前事業年度比11億円減少）となり、特別損益を含めた当期純利益は416億円（前事業年度比10億円減少）となりました。

〔特別業務〕

特別業務の関係では、イラク政府向け変電設備一式の輸出案件に係る支援を実施しました。こうした取組の結果、当事業年度の出融資保証承諾実績は、323億円となりました。

特別業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は0百万円となりました。一方、営業経費74百万円等を計上した結果、経常費用は81百万円となりました。結果、経常損失は81百万円となり、当期純損失は81百万円となりました。

（２）キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金及び預け金が純減から純増に転じたこと等により、前事業年度比6,298億円収入が減少して868億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還の収入減等により、前事業年度比604億円収入が減少して385億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行等により、前事業年度比1,843億円収入が増加して1,206億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度比1,689億円増加して8,845億円となりました。

一般業務勘定の当事業年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金及び預け金が純減から純増に転じたこと等により、前事業年度比6,297億円収入が減少して869億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還の収入減等により、前事業年度比604億円収入が減少して385億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、改正法附則第3条第1項の規定に基づく準備金の帰属による支出及び株式の発行による収入により、前事業年度比181億円支出が増加して818億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度比334億円減少して6,821億円となりました。

特別業務勘定の当事業年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、当期純損失等により0.9億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、発生しておりません。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、改正法附則第3条第1項の規定に基づく準備金の帰属による収入及び株式の発行により、2,025億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、2,024億円となりました。

(3) 業務の種類別の業績

業務別の財産及び損益等の状況

(前事業年度)

(単位 : 百万円)

	一般業務
経常収益	240,005
経常利益	42,728
当期純利益	42,772
資本金	1,391,000
純資産額	2,472,367
総資産	17,580,622
貸出金残高	13,540,661
支払承諾(注)1. (支払承諾見返)	2,464,703

(注)1. 当行の保証債務に係る貸借対照表計上額であります。

(当事業年度)

(単位 : 百万円)

	一般業務	特別業務	消去	合計
経常収益	294,661	0	5	294,656
経常利益又は経常損失()	41,618	81	-	41,537
当期純利益又は当期純損失 ()	41,693	81	-	41,612
資本金	1,480,500	202,500	-	1,683,000
純資産額	2,305,278	202,333	-	2,507,611
総資産	18,369,251	202,432	10	18,571,673
貸出金残高	14,309,138	-	-	14,309,138
支払承諾(注)2. (支払承諾見返)	2,384,997	-	-	2,384,997

(注)1. 上記の各業務別の数値は、当行法第26条の3により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

2. 当行の保証債務に係る貸借対照表計上額であります。

一般業務

イ 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	90,027
	当事業年度	81,816
うち資金運用収益	前事業年度	213,806
	当事業年度	259,250
うち資金調達費用	前事業年度	123,779
	当事業年度	177,433
役務取引等収支	前事業年度	20,437
	当事業年度	24,923
うち役務取引等収益	前事業年度	22,091
	当事業年度	26,836
うち役務取引等費用	前事業年度	1,653
	当事業年度	1,912
その他業務収支	前事業年度	1,169
	当事業年度	3,136
うちその他業務収益	前事業年度	141
	当事業年度	-
うちその他業務費用	前事業年度	1,310
	当事業年度	3,136

ロ 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定（注１）	前事業年度	15,924,136	213,806	1.34
	当事業年度	14,734,753	259,249	1.76
うち貸出金	前事業年度	14,369,087	196,859	1.37
	当事業年度	13,705,266	253,672	1.85
うち有価証券	前事業年度	266,297	2,682	1.01
	当事業年度	254,736	755	0.30
うち買現先勘定	前事業年度	19,634	7	0.04
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	948,271	2,787	0.29
	当事業年度	636,916	4,822	0.76
資金調達勘定（注２）	前事業年度	12,732,206	123,779	0.97
	当事業年度	12,798,740	177,433	1.39
うち借入金	前事業年度	9,585,267	57,339	0.60
	当事業年度	9,854,878	91,175	0.93
うち社債	前事業年度	3,124,115	66,429	2.13
	当事業年度	2,863,393	59,420	2.08

（注）１．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。また、平均残高は金融商品等
差入担保金を含む数値であります。

２．資金調達勘定の平均残高は、金融商品等受入担保金を含む数値であります。

八 業種別貸出金残高の状況

種類	平成28年 3月31日現在		平成29年 3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	4,559,551	33.67	4,899,116	34.24
製造業	446,781	3.30	449,982	3.14
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	296,038	2.19	292,205	2.04
建設業	1,071	0.01	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	334,239	2.47	283,157	1.98
情報通信業	195,184	1.44	164,409	1.15
運輸業	23,968	0.18	11,710	0.08
卸売・小売業	804,770	5.94	731,958	5.12
金融・保険業	2,286,878	16.89	2,817,416	19.69
不動産業	-	-	-	-
各種サービス業	170,617	1.26	148,274	1.04
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
海外	8,981,109	66.33	9,410,021	65.76
海外円借款、国内店名義現地貸	8,981,109	66.33	9,410,021	65.76
合計	13,540,661	100.00	14,309,138	100.00

（注）「国内店名義現地貸」とは非居住者に対して外貨又は円貨で貸付けを行う場合を指しております。

二 国別融資残高状況

国名	平成28年 3月31日現在		国名	平成29年 3月31日現在	
	金額 （百万円）	残高に占める 割合（％）		金額 （百万円）	残高に占める 割合（％）
アメリカ	2,054,725	15.17	アメリカ	2,339,279	16.35
オーストラリア	1,782,960	13.17	オーストラリア	1,801,713	12.59
チリ	877,336	6.48	チリ	810,636	5.67
ブラジル	636,896	4.70	アラブ首長国連邦	617,462	4.32
インドネシア	633,608	4.68	インドネシア	602,613	4.21
サウジアラビア	496,208	3.66	ブラジル	552,335	3.86
イギリス	479,056	3.54	イギリス	526,719	3.68
アラブ首長国連邦	458,823	3.39	サウジアラビア	446,167	3.12
ロシア	436,359	3.22	カタール	431,860	3.02
カタール	358,943	2.65	ロシア	388,830	2.72
その他	5,325,741	39.33	その他	5,791,519	40.47
合 計	13,540,661	100.00	合 計	14,309,138	100.00

（注）原則としてプロジェクトの所在国（輸出金融の場合は輸入者の所在国、輸入金融の場合は輸出者の所在国、その他の場合はプロジェクトや事業の所在国）により地域別分類を行っております。

ホ 有価証券の状況

種類	平成28年 3 月31日現在残高	平成29年 3 月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
その他の証券	236,602	281,249
合計	236,602	281,249

特別業務

イ 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	当事業年度	-
うち資金運用収益	当事業年度	-
うち資金調達費用	当事業年度	-
役務取引等収支	当事業年度	7
うち役務取引等収益	当事業年度	-
うち役務取引等費用	当事業年度	7
その他業務収支	当事業年度	-
うちその他業務収益	当事業年度	-
うちその他業務費用	当事業年度	-

ロ 資金運用 / 調達の状況

該当事項はありません。

ハ 業種別貸出金残高の状況

該当事項はありません。

ニ 国別融資残高状況

該当事項はありません。

ホ 有価証券の状況

該当事項はありません。

（自己資本比率の状況）

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に基づく自己資本比率を算出しております。

なお、本表は、全国銀行協会の雛形に即した表示としております。

（参考）

自己資本比率は、告示に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、％）

	平成29年3月31日
1. 単体総自己資本比率（4 / 7）	17.12
2. 単体Tier 1 比率（5 / 7）	15.89
3. 単体普通株式等Tier 1 比率（6 / 7）	15.89
4. 単体における総自己資本の額	26,989
5. 単体におけるTier 1 資本の額	25,043
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	25,043
7. リスク・アセットの額	157,563
8. 単体総所要自己資本額	12,605

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当行における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行では、以下のとおり現在の経営環境を踏まえた中期経営計画を策定しており、具体的な対処すべき課題として同計画を推進しております。

<中期経営計画（平成27～29年度）の推進>

日本は今、人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を抱えつつも、20年以上にわたる経済の停滞から抜け出し、力強さを取り戻しつつあります。日本経済を確実に成長軌道に乗せ、そして更に豊かな社会へと飛躍させるためには、経済全体の生産性を向上させ、「稼ぐ力」を強化していくことが不可欠です。そのための大きな鍵の一つとして、日本企業による新規事業への挑戦や国際事業展開の推進等フロンティアの開拓を通じて、日本経済の新たな成長エンジンを創り出していくことが求められています。

当行は、このような認識の下、日本経済の持続的な成長に対し一層能動的に貢献すべく平成27～29年度中期経営計画（中期経営計画）を策定しております。中期経営計画では、「JBICならではの金融仲介機能の発揮により、我が国企業の国際事業展開及び資源獲得への支援を深化し、我が国の持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献する」ことを基本目標に掲げています。

中期経営計画の基本目標の下、日本政府の成長戦略、産業界の動向・ニーズや金融経済環境等を踏まえ、当行として取り組むべきと考える5つの業務分野を抽出しました。

資源分野	：我が国企業の資源ビジネスの支援推進
インフラ分野	：我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進
産業分野	：世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進
中堅中小分野	：中堅・中小企業の海外展開支援
環境分野	：気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献

また、当行がこれらの分野において、より高い次元で必要な機能・役割を果たすために、発揮・強化すべき組織能力として以下4つの能力を抽出しました。

● 事業実現のための金融組合力
● プロジェクトのbankability（注）の実現力 （注）対象プロジェクトの事業や金融等のリスクを考慮した資金調達の確実性
● 情報提供・政策提言力
● 民間資金の動員力

中期経営計画では、重点的に取り組むべきと考える5つの業務分野において、上記4つの組織能力を発揮・強化して、「我が国の持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会（国・地域、分野・セクター等）の探索と創造に貢献」すべく、「我が国企業の資源ビジネスの支援推進」、「我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進」、「世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進」、「中堅・中小企業の海外展開支援」、「気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献」、「特別業務による海外の社会資本整備に関する事業の支援強化」、「出資によるリスクマネー供給強化」及び「民間金融機関等との連携強化を通じた民間資金動員の拡充」の8つを重点取組課題として設定しております。「特別業務による海外の社会資本整備に関する事業の支援強化」及び「出資によるリスクマネー供給強化」は、各々特別業務の開始及び政府施策を踏まえたリスクマネー供給強化等に対応するため、当期において重点取組課題に追加したものです。特別業務については、リスク管理態勢の構築・充実化に向けても、取り組んでまいります。

また、「民間資金動員の拡充」については、当行はこれまで民業補完の徹底に努めてきており、中期経営計画においては、民間資金の一層の拡充を図るべく、重点取組課題の一つに位置付けております。

重点取組課題
1. 我が国企業の資源ビジネスの支援推進 1-1 資源の調達先の分散や安定確保に資する案件の推進 - ホスト国政府・国営石油ガス会社・資源メジャー等との交渉力やリスク・コントロール/アロケーションの知見を活用し、資源国のカントリーリスク・テイクを行いつつ、案件形成・実現を支援。また、先端技術を活かした資源開発や、関連インフラと併せた総合的な資源開発を支援 1-2 LNG調達コスト低減に資する案件の推進 - LNGについては、1-1の具体的取組に加え、長期的なLNG調達価格低減に資する案件の形成・実現を支援
2. 我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進 2-1 社会インフラ案件（鉄道、水、情報通信等）への取組強化 - 社会インフラセクターにおいて、ホスト国政府等との密接な関係や海外キープレイヤーとの交渉力を活かし、初期段階からの事業参画の枠組み整備・案件形成への関与を進めるとともに、リスク・コントロール/アロケーションの知見や様々な金融ツールを活用することにより、我が国企業によるインフラシステム展開等を支援 2-2 電力案件の円滑な実現への取組強化 - ホスト国政府や海外キープレイヤー等に対する影響力やリスク・コントロール/アロケーションの知見、様々な金融ツールを活用し、高効率発電や再生可能エネルギー発電分野等において、従来の国・地域、手法の枠を超えて、我が国企業の先端技術の海外展開や個別プロジェクト参画を支援
3. 世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進 3-1 我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業展開に対する支援の強化 - 企業の戦略策定段階からのコミュニケーションや、海外リスクテイクの強化等を通じ、我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業投資を通じた収益機会の更なる獲得を支援 3-2 我が国の競争優位にある技術・ビジネスモデル等の海外展開支援を通じた成長産業化への貢献 - 我が国企業が有する技術、ブランド、ビジネスモデル等の強みを活かして、海外市場における商業化や市場獲得等を通じて成長産業へと発展する成長シナリオの実現を支援
4. 中堅・中小企業の海外展開支援 中堅・中小企業の海外展開に対するJBICの特徴を活かした支援 民間金融機関とも協調しつつ、中堅・中小企業のニーズ(現地通貨建融資等)を踏まえ、中堅・中小企業の海外事業展開を通じた収益機会獲得をJBICの特徴を活かして支援(出融資保証等承諾の他、融資相談・情報提供を含む)
5. 環境分野：気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献 気候変動対策を含む地球環境保全に資するプロジェクトへの取組強化 国際的な議論や、我が国やホスト国政府等の当該分野の政策を踏まえ、ホスト国政府に対する影響力やリスク・コントロール/アロケーションの知見を活かしつつ、地球環境保全業務（GREEN）その他様々な金融種類を活用することにより、気候変動対策を含む地球環境保全分野における我が国企業やホスト国政府等の取組を支援
6. 特別業務による海外の社会資本整備に関する事業の支援強化 特別業務による海外の社会資本整備に関する事業の支援強化 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」に基づき平成28年10月より新たに開始した「特別業務」を活用し、ホスト国政府との対話等を通じたリスクコントロール及び関係当事者との適切なリスクシェアを行いつつ、更なるリスクテイクを通じ、海外の社会資本整備に関する事業を一層支援
7. 出資によるリスクマネー供給強化 出資によるリスクマネー強化 平成28年10月より新たに設置した「エクイティファイナンス部門」の下、出資業務に係る機能を集約してノウハウ蓄積・専門性強化を図り、戦略的な出資業務展開を可能とするための体制整備を進めつつ、出資を通じたリスクマネーの供給を強化
8. 民間金融機関等との連携強化を通じた民間資金動員の拡充 民間資金動員の更なる拡充 - 債権流動化施策推進に向けた取組の拡充 - 出資・劣後ローン・LB0ファイナンス等によるリスクマネー供給等を通じた民間資金動員の推進 - 外部金融環境の変化や個別案件の特性に応じた適切な協調融資組成の更なる推進

また、業務の重点取組課題への取組を支えるべく、組織・財務分野における重点取組課題を以下のとおり設定しております。

組織・財務分野の重点取組課題
9. リスク管理態勢の充実化と財務安定性の維持・強化 特別業務勘定におけるリスク管理態勢の構築・充実化
10. 組織力向上に向けた人材開発強化等
11. 組織運営及び事務フロー・プロセスの効率化

4【事業等のリスク】

当行の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 日本国政府の政策等について

当行は、当行法により、政府が当行の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述（第1企業の概況 3事業の内容）のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当行の業務運営は国の政策に基づき行われており、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当行の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

経済対策等への対応による影響について

当行は、平成25年4月より、円高対応緊急ファシリティを発展的に改編した海外展開支援融資ファシリティを実施しております。海外展開支援融資ファシリティは平成28年6月末日を実施期限としていましたが、同年7月1日から平成30年6月末日までの時限措置として更新しております。このほか、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）を踏まえて平成25年2月26日に創設した海外展開支援出資ファシリティを実施しております。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当行の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

法的規制等について

当行は、会社法及び当行法に基づく特殊会社であり、その運営においては当該法律及び関連法令等の規制を受けております。また、当行を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、会社法の規定にかかわらず、当行が独自に決定することはできず、別に法律において定めることになっております。したがって、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当行の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

独立行政法人国際協力機構及び株式会社日本政策金融公庫との連帯債務について

平成24年4月1日以降、株式会社日本政策金融公庫発足前の旧国際協力銀行が発行した債券については、当行及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が連帯して債務を負い、当該債券の保有者は、当行及びJICAの財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。また、当行の成立時までに株式会社日本政策金融公庫が発行した社債については、分離後の当行及び同公庫が連帯して債務を負い、当該社債の保有者は、当行及び同公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。

(2) 各業務におけるリスクについて

当行の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期せぬリスクを管理することは困難であり、当行の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当行の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当行では、一般業務勘定及び特別業務勘定ごとにリスク管理を行っており、各業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

ア 信用リスク

出融資保証等の業務を行っている当行においては、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

イ 市場リスク

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されております。

市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当行においては、以下の対応を推進することにより、当該リスクが顕在化した場合の影響を極小化しております。

(為替リスク)

当行では、外貨貸付・調達に当たり通貨スワップ等を利用し、為替レートの変動により損失を被るリスクを原則としてフルヘッジする方針をとっております。

(金利リスク)

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

() 円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

() 外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

ウ 流動性リスク

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、外国為替資金、政府保証外債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しており、流動性リスクは限定的と考えます。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

エ オペレーショナル・リスク

（事務リスク）

当行は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

（システムリスク）

当行は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上、訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

（情報セキュリティリスク）

当行では、情報管理を含む情報セキュリティ規程及び体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しております。しかしながら、サイバー攻撃、その他の不正アクセス、コンピュータウイルス感染等により、情報の流出、システム機能の停止等が生じ、それに対応するための費用や情報の流出に起因する損害賠償の負担等の損失を被るリスクを負っております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 経営成績の分析

主な収支

当事業年度は、資金運用収支が818億円の黒字、役務取引等収支が249億円の黒字、その他業務収支が31億円の赤字となり、粗利益は1,035億円の黒字となりました。これから営業経費167億円を控除した結果、業務純益は868億円の黒字となりました。特別損益等を含めた当期純利益は416億円となりました。

	前事業年度 (平成28年3月期)	当事業年度 (平成29年3月期)	増減
資金運用収支(億円)	900	818	82
資金運用収益(億円)	2,138	2,592	454
資金調達費用(億円)	1,237	1,774	536
役務取引等収支(億円)	204	249	44
役務取引等収益(億円)	220	268	47
役務取引等費用(億円)	16	19	2
その他業務収支(億円)	11	31	19
その他業務収益(億円)	1	-	1
その他業務費用(億円)	13	31	18
粗利益(億円) (= + +)	1,092	1,035	56
営業経費(億円)	176	167	9
業務純益(億円)	916	868	47
その他経常収支(億円)	489	453	36
その他経常収益(億円)	39	85	46
その他経常費用(億円)	529	539	10
経常利益(億円)	427	415	11
特別損益(億円)	0	0	0
当期純利益(億円)	427	416	11

与信関係費用

当事業年度の与信関係費用は、前事業年度比10億円増の538億円となりました。

	前事業年度 (平成28年3月期)	当事業年度 (平成29年3月期)	増減
貸倒引当金繰入額(は戻入益)(億円)	527	538	10
一般貸倒引当金繰入額(は戻入益) (億円)	595	1,202	607
個別貸倒引当金繰入額(は戻入益) (億円)	77	680	602
特定海外債権引当勘定(は戻入益) (億円)	10	17	6
貸出金償却(億円)	-	-	-
株式等償却(億円)	-	-	-
国債等債券償却(億円)	-	-	-
償却債権取立益(億円)	0	0	0
与信関係費用(億円) (= + + + -)	527	538	10

(2) 財政状態の分析

貸出金

当事業年度末の貸出金残高は、14兆3,091億円となりました（参考：前事業年度末比7,684億円増加）。

	前事業年度末 (平成28年3月末)	当事業年度末 (平成29年3月末)	増減
貸出金残高(末残)(億円)	135,406	143,091	7,684
うちリスク管理債権(億円)	2,548	2,395	152

○リスク管理債権の状況

(イ) 一般業務

債務者区分	前事業年度末 (平成28年3月末)	当事業年度末 (平成29年3月末)	増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	1,114	37	1,076
3ヵ月以上延滞債権額(億円)	447	533	86
貸出条件緩和債権額(億円)	987	1,824	837
合計(億円)	2,548	2,395	152

貸出金残高(末残)(億円)	135,406	143,091	7,684
貸出金残高比(%)	1.88	1.67	0.21

(ロ) 特別業務

リスク管理債権はありません。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

当行は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、以下は民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

(イ) 一般業務

債務者区分	前事業年度末 (平成28年3月末)	当事業年度末 (平成29年3月末)	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(億円)	-	-	-
危険債権(億円)	1,114	37	1,076
要管理債権(億円)	1,434	2,358	924
合計(A)(億円)	2,548	2,395	152
正常債権(億円)	157,994	165,223	7,228

総与信残高(末残)(億円)	160,542	167,619	7,076
総与信残高比(%)	1.59	1.43	0.16

貸倒引当金(B)(億円)	978	499	478
引当率(B/A×100)(%)	38.38	20.84	17.54

(注) 正常債権に対する一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は含んでおりません。

(ロ) 特別業務

金融再生法開示債権はありません。

政府からの出資金

当事業年度における政府からの出資金として、一般業務については、我が国企業によるインフラ分野の海外展開支援及び海外展開支援融資ファシリティの活用を通じた支援を実施するための資金として、895億円受け入れております。特別業務については、我が国企業によるインフラ分野の海外展開支援を実施するための資金として、525億円受け入れております。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金及び預け金が純減から純増に転じたこと等により、前事業年度比6,298億円収入が減少して868億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還の収入減等により、前事業年度比604億円収入が減少して385億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行等により、前事業年度比1,843億円収入が増加して1,206億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度比1,689億円増加して8,845億円となりました。

一般業務勘定の当事業年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金及び預け金が純減から純増に転じたこと等により、前事業年度比6,297億円収入が減少して869億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還の収入減等により、前事業年度比604億円収入が減少して385億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、改正法附則第3条第1項の規定に基づく準備金の帰属による支出及び株式の発行による収入により、前事業年度比181億円支出が増加して818億円の支出となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度比334億円減少して6,821億円となりました。

特別業務勘定の当事業年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、当期純損失等により0.9億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、発生しておりません。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、改正法附則第3条第1項の規定に基づく準備金の帰属による収入及び株式の発行により、2,025億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、2,024億円となりました。

イ 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月期)	当事業年度 (平成29年3月期)	増減
一般業務勘定	716,752	86,969	629,782
特別業務勘定	-	90	90
合計	716,752	86,879	629,872

ロ 投資活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月期)	当事業年度 (平成29年3月期)	増減
一般業務勘定	21,888	38,559	60,448
特別業務勘定	-	-	-
合計	21,888	38,559	60,448

八 財務活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月期)	当事業年度 (平成29年3月期)	増減
一般業務勘定	63,698	81,898	18,199
特別業務勘定	-	202,500	202,500
合計	63,698	120,601	184,300

二 現金及び現金同等物の期末残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月期)	当事業年度 (平成29年3月期)	増減
一般業務勘定	715,594	682,106	33,488
特別業務勘定	-	202,409	202,409
合計	715,594	884,516	168,921

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資等の概要は、以下のとおりです。

(1) 設備投資の総額

一般業務において、情報システム関連投資等を実施しました。その結果、設備投資の総額は1,130百万円となりました。

(2) 処分（売却及び除却）した設備の総額

当事業年度において重要な設備の処分はありません。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における当行の主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 一般業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・ 舎宅等	24,964	24,311	2,916	380	27,608	672

(注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産であります。

2. 従業員数については、セグメント別に区分できないため全体の人数を記載しております。

(2) 特別業務

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりです。

(1) 一般業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	3,595	—	自己資金	—	—

(2) 特別業務

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,164,000,000,000
計	5,164,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,533,000,000,000	1,533,000,000,000	非上場	権利内容になんら限定のない当行における標準的な株式であります。なお、単元株制度は採用していません。
計	1,533,000,000,000	1,533,000,000,000	—	—

(注) 当行法第3条の規定に基づき、当行の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成25年3月27日 (注2)	—	1,291,000,000,000	—	1,291,000	—	—
平成25年3月28日 (注3)	69,000,000,000	1,360,000,000,000	69,000	1,360,000	—	—
平成26年6月27日 (注4)	31,000,000,000	1,391,000,000,000	31,000	1,391,000	—	—
平成28年10月1日 (注5)	—	1,391,000,000,000	150,000	1,541,000	—	—
平成28年11月28日 (注6)	89,500,000,000 52,500,000,000	1,533,000,000,000	89,500 52,500	1,683,000	—	—

- (注) 1. 当行では、当行法第4条第3項の規定に基づき、日本政府の出資により増加する資本金又は準備金を第26条の2に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理することとされており、上表については勘定別の表示をしており、取締役会決議を経て各日付にて出資金を受け入れております。
2. 設立時において、資本金は1,291,000百万円、資本準備金は0円としております。
3. 日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。
増加株式数：69,000百万株

- 4．日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。
増加株式数：31,000百万株
- 5．平成28年10月1日にて、一般業務勘定の利益準備金150,000百万円を特別業務勘定の資本金に振り替えております。
- 6．日本国政府に対する有償株主割当によるものです。なお、株式発行価格は1円、資本組入額は全額です。
（一般業務勘定） 増加株式数：89,500百万株
（特別業務勘定） 増加株式数：52,500百万株
- 7．本書提出日現在の勘定別の状況は以下のとおりであります。

	発行済株式 総数残高 (株)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金残高 (百万円)
一般業務勘定	1,480,500,000,000	1,480,500	—
特別業務勘定	52,500,000,000	202,500	—

(6) 【所有者別状況】

(平成29年 3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その 他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式 数(株)	1,533,000,000,000	-	-	-	-	-	-	1,533,000,000,000	-
所有株式 数の割合 (%)	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 定款において1単元の株式数の定めはありません。

(7) 【大株主の状況】

(平成29年 3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番 1号	1,533,000,000,000	100.00
計	-	1,533,000,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成29年 3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式1,533,000,000,000	1,533,000,000,000	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式1,533,000,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,533,000,000,000	-

(注) 議決権の数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の数としております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、当行法第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当行は、当行法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3カ月以内に国庫に納付しなければならないとされており（当行法第31条第1項）、

零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされており（同条第2項）。

なお、国庫納付につきましては、平成28年6月29日に21,386百万円の国庫納付を実施しております。

また、当事業年度の決算においては、一般業務勘定において平成29年6月29日に20,846百万円の国庫納付を実施する予定です。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当行株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

当行株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 9 名 女性 1 名 （ 役員のうち女性の比率10.0% ）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 （ 株 ）
代表取締役 総裁	-	近藤 章	昭和20年 2 月 2 日生	昭和42年 4 月 株式会社住友銀行入行 平成 9 年 6 月 同 常務取締役 平成21年 6 月 富士火災海上保険株式会社取 締役兼代表執行役社長兼CEO 平成23年10月 同 取締役 平成23年10月 チャーティス・ファー・イー スト・ホールディングス株式 会社（現AIGジャパン・ホール ディングス株式会社）副会長 平成24年 4 月 当行取締役 平成28年 6 月 当行代表取締役総裁（現職）	(注) 1 .	-
代表取締役 副総裁	-	前田 匡史	昭和32年12月25日生	昭和57年 4 月 日本輸出入銀行入行 平成24年 5 月 当行執行役員、インフラ・ ファイナンス部門長 平成25年12月 当行代表取締役専務取締役、 インフラ・ファイナンス部門 長 平成27年 6 月 当行代表取締役専務取締役 平成28年 6 月 当行代表取締役副総裁（現 職）	(注) 1 .	-
代表取締役 専務取締役	-	林 信光	昭和32年 5 月11日生	昭和55年 4 月 大蔵省入省 平成22年 8 月 世界銀行グループ理事 平成24年 8 月 財務省財務総合政策研究所長 平成25年 3 月 財務省理財局長 平成26年 7 月 国税庁長官 平成28年 6 月 当行代表取締役専務取締役 （現職）	(注) 1 .	-
常務取締役	-	長谷川 靖	昭和37年 2 月22日生	昭和59年 4 月 大蔵省入省 平成22年 7 月 金融庁監督局総務課長 平成24年 7 月 金融庁総務企画局企画課長 平成27年 7 月 金融庁総務企画局審議官（企 画・市場・官房担当） 平成28年 6 月 東海財務局長 平成29年 6 月 当行常務取締役（現職）	(注) 2 .	-
常務取締役	-	林 健一郎	昭和34年11月 7 日生	昭和58年 4 月 日本輸出入銀行入行 平成20年10月 株式会社日本政策金融公庫国 際協力銀行米州ファイナンス 部長 平成23年 9 月 原子力損害賠償支援機構 平成24年 5 月 当行財務部長 平成25年12月 当行専任審議役 平成27年 6 月 当行執行役員 平成29年 6 月 当行常務取締役（現職）	(注) 2 .	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
常務取締役	-	武貞 達彦	昭和36年2月27日生	昭和59年4月 三菱重工業株式会社入社 平成7年1月 日本輸出入銀行入行 平成22年12月 株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行コーポレートファイナンス部長 平成23年7月 同公庫国際協力銀行産業ファイナンス部門グローバル製造業部長 平成24年4月 当行産業ファイナンス部門産業投資・貿易部長 平成25年7月 当行アジア大洋州地域統括 平成26年10月 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構執行役員事業推進部長 平成29年6月 当行常務取締役(現職)	(注)2.	-
取締役	-	小泉 愼一 (注)5.	昭和23年2月29日生	昭和46年4月 東レ株式会社入社 平成20年6月 同 代表取締役副社長 平成25年6月 同 相談役 株式会社東レ経営研究所 取締役会長 平成27年6月 東レ株式会社 顧問(現職) 株式会社東レ経営研究所 相談役 株式会社大林組 取締役(現職) 平成28年6月 当行取締役(現職)	(注)1.	-
常勤監査役	-	太田 康雄	昭和36年2月19日生	昭和58年4月 日本輸出入銀行入行 平成22年8月 株式会社日本政策金融公庫企画管理本部コーポレート・ガバナンス部長 平成24年4月 当行経営企画部HRM室長 平成25年11月 当行米州地域統括 平成28年6月 当行監査役(現職)	(注)3.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役	-	土屋 光章 (注) 6 .	昭和29年 5 月 1 日生	昭和52年 4 月 株式会社日本興業銀行入行 平成12年 9 月 株式会社みずほホールディングスALM企画部長 平成14年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行秘書室長 平成16年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員秘書室長 平成18年 3 月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員 平成20年 4 月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員 平成20年 6 月 みずほ信託銀行株式会社取締役副社長 平成23年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員 平成23年 6 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長 平成24年 4 月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長(現職) 平成24年 6 月 日本原子力発電株式会社社外監査役(現職) 平成29年 6 月 当行監査役(現職)	(注) 4 .	-
監査役	-	玉井 裕子 (注) 6 .	昭和40年11月28日生	平成 6 年 4 月 長島・大野法律事務所入所 平成15年 1 月 長島・大野・常松法律事務所パートナー(現職) 平成27年 6 月 当行監査役(現職)	(注) 3 .	-
計						-

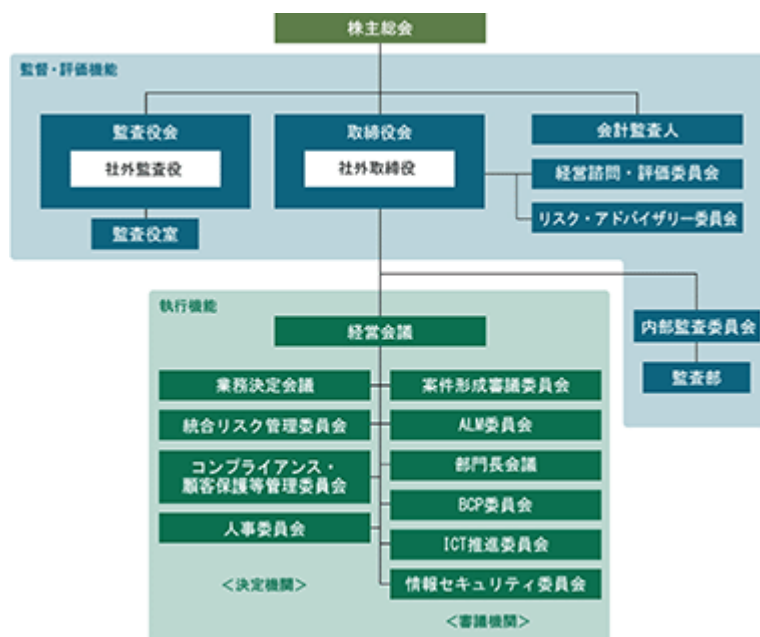
- (注) 1 . 任期は、平成28年 6 月23日から平成29年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 2 . 任期は、平成29年 6 月22日から平成29年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 3 . 任期は、平成28年 6 月23日から平成31年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 . 任期は、平成29年 6 月22日から平成31年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5 . 取締役 小泉 慎一は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
- 6 . 監査役 土屋 光章及び玉井 裕子は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当行は、当行法に規定される当行のミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。



国の関与について

当行は、国が全株式を保有する株式会社であり、株主としての国の統制のほか、財務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、財務大臣による検査、財務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しております。

監督・評価と業務執行について

当行は、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザー委員会、内部監査委員会、経営会議を設置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しております。

(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、7名の取締役で構成し、うち1名を会社法に規定する社外取締役としております。社外取締役は、当行の代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点から当行の業務執行の監視・監督を行うほか、経営諮問・評価委員会及びリスク・アドバイザー委員会の委員として、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。

(ロ) 監査役会及び監査役

監査役会は、3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としております。監査役は、毎月1回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行っております。社外監査役は、常勤監査役とも連携の上、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しております。

(ハ) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、3名以上7名以下の社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の業務及び運営の状況や、当行の経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行っております。

(ニ) リスク・アドバイザー委員会

リスク・アドバイザー委員会は、3名以上7名以下の社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行っております。

(ホ) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役及び社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行っております。

(ヘ) 経営会議

経営会議は、代表取締役・業務執行取締役及び全常務執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、当行の経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、当行の機動的な業務執行を担います。なお、個別の融資案件の決定等は、以下の会議・委員会に委任しております。

イ 業務決定会議

経営会議の委任に基づき、当行の出融資保証等業務に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ロ 統合リスク管理委員会

経営会議の委任に基づき、当行の統合リスク管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ハ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の委任に基づき、当行のコンプライアンス及び顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ニ 人事委員会

経営会議の委任に基づき、当行の人事に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ホ 案件形成審議委員会

経営会議の委任に基づき、当行の出融資保証等案件についての対応方針や大口与信先向け与信方針等に関する審議を行っております。

ヘ ALM委員会

経営会議及び統合リスク管理委員会の委任に基づき、当行の資産負債管理（ALM）に関する重要事項の審議を行っております。

ト 部門長会議

経営会議の委任に基づき、国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行っております。

チ BCP委員会

経営会議の委任に基づき、当行の大規模災害発生時等の業務継続態勢の強化策に関する審議を行っております。

リ ICT推進委員会

経営会議の委任に基づき、取締役会及び経営会議で決定した情報通信技術（ICT）に係る計画・方針等のもとで必要となる各種施策の実施に当たり、効果的・効率的・安定的なICT実現のための事項の審議を行っております。

ヌ 情報セキュリティ委員会

経営会議の委任に基づき、当行の情報資産の利用及び管理並びに情報セキュリティに関する重要事項の審議を行っております。

部門制の導入について

当行は、業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を高め、当行のミッションのより機動的・戦略的な遂行を図るため、平成23年7月より部門制を導入しております。

具体的には、資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門、産業ファイナンス部門、エクイティファイナンス部門、企画部門、審査・リスク管理部門、財務・システム部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しております。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役又は常務執行役員が就任します。各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っております。

リスク管理体制

一般に金融機関が業務を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等のさまざまなリスクを伴います。当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融

機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。

具体的には、当行が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の健全性及び適切性の確保ならびに透明性の向上を図ることを当行のリスク管理の目的と定め、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を置いています。また、社外の有識者等で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザリー委員会を設置しています。

政策金融機関として当行が業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち代表的なリスクに対しては、一般業務勘定及び特別業務勘定ごとに次のようなリスク管理を行っています。

(イ) 信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクのことで、与信を中心とする当行の業務において本質的なものです。当行の与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）があります。当行が行っている日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、ならびに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等のための金融という性格上、当行の与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴になっています。

イ 個別与信管理

当行の信用リスク管理の基本は、与信決定に当たっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信に当たっては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっています。

外国政府等向け与信又は外国企業向け与信に関しては、当行は公的金融機関としての性格を最大限に活用して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等の当行類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査した上で評価を行っています。

ロ 行内信用格付

当行では、行内信用格付制度を整備し、原則としてすべての与信先に対して行内信用格付を付与しています。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

ハ 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」に沿って資産自己査定を行っています。当行においても同マニュアルを基に、当行の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定に当たっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定及び内部監査対応部門による内部監査という態勢をとっています。資産自己査定の結果については、当行における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当行の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

ニ 信用リスク計量化

当行では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化に当たっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固

有のパリクラブ（注）等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、内部管理に活用しています。

（注）パリクラブとは、債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のことをいいます。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省（パリ）が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

（ロ）市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、当行では市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

イ 為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達に当たり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっています。

ロ 金利リスク

将来の資産・負債構造及び損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては貸付・調達ともに金利スワップを利用して原則として変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしています。一方、円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っていますが、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分ではスワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的となっています。

（ハ）金融派生商品（デリバティブ）取引等

金融派生商品取引等に対する基本的取組方針

当行が行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

イ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

ロ 前記のリスクに対する当行の対応

市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価及び信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理の上、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと相殺されています。

（ニ）流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

当行は、財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

（ホ）オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスクのほか、当行の業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスクが存在します。当行ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針です。

イ 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行では、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

ロ システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行においては、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

ハ 情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクとは、情報資産に関する機密性等が脅かされることにより損失を被るリスクです。当行では、情報管理を含む情報セキュリティ規程及び体制の整備や役職員への教育の徹底等により、情報セキュリティに万全を期しております。

(ヘ) 災害その他危機管理

当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努めております。その上で、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行います。また、首都直下地震等の大規模地震発生時に際して、必要な継続業務の遂行等を行うために業務継続計画を策定しております。

内部統制基本方針について

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、役職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

(取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第1条 本行は、取締役及び職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を本行の取締役及び職員に周知する。

2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

4 本行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

5 本行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

6 本行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第3条 本行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

2 本行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。

4 本行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等に係る内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(業務の適正を確保するための内部監査体制)

第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。

2 本行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。

3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。

5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項)

第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。

2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項)

第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員(以下「監査役室職員」という。)の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

2 本行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、本行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

(1) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること

(2) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

(3) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること

(4) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと

(5) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること

(6) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

2 取締役及び職員は、本行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

3 本行は、前項に基づき報告を行った取締役及び職員に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

第10条 監査役が、前条の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は本行が負担する。

情報資産の保存及び管理について

当行は、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うため、情報資産の利用及び管理に関する基本方針である「セキュリティポリシー」を定め、これに基づき情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行っております。

コンプライアンス（法令等遵守）について

当行は、行動原則の一つに「倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。」を掲げております。役職員等は、国際的業務を行う政策金融機関として社会的・国際的に求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、かつ、当行の役職員等による法令等の違反行為の発生が、当行全体の信用の失墜を招き、当行の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上で、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めております。

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を中心に、積極的なコンプライアンスへの取組を推進し、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しております。

各部門及び地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部署及び海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等における積極的なコンプライアンスへの取組を推進しております。

当行では、コンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員等に対するコンプライアンス研修等を通じて周知しております。こうしたコンプライアンスに係る態勢の整備や研修等を実施するために、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定しております。

また、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

顧客保護等管理方針について

当行は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、「顧客保護等管理方針」を策定し、本方針に基づきお客さまの視点に立った取組に努めております。

個人情報の保護について

当行は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制の下、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しております。

利益相反管理方針について

当行は、金融商品取引法に従い、「利益相反管理方針」を策定し、その概要を公表しております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(イ) 内部監査の状況

当行は、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置し、当行の業務全般に係る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び必要に応じてその改善のための提言を実施しております。

年度監査計画、半期・年度監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として、社外取締役を含む内部監査委員会による審議・決定を経て、取締役会に報告される仕組みとなっております。また、事業年度中の監査結果については個別に総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかに措置しうる態勢をとっております。

また、監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役及び会計監査人と必要な情報交換および連携を実施しております。

平成29年5月31日現在、当行の監査部において内部監査業務に常時携わっている人員は6名となっております。

(ロ) 監査役監査の状況

監査役は3名の体制となっており、うち2名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換、海外駐在員事務所往査等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。

また、監査役は、会計監査人及び監査部と定期的に情報や意見を交換しており、相互に補完・協力しながら、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

(ハ) 会計監査の状況

当行の当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、三浦昇氏、伊澤賢司氏、細野和也氏の3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査業務に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他16名の計23名となっております。

会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行の社外取締役及び社外監査役と、当行の間には特別な利害関係はありません。

取締役及び監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役と締結しております。

取締役の定数

当行の取締役は、7名以内とする旨、定款に定めております。

取締役、代表取締役及び監査役の選解任の決議要件

当行法第6条の規定により、当行の取締役、代表取締役及び監査役の選解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

役員報酬の内容

平成28年4月1日から平成29年3月31日における当行の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

(イ) 取締役に対する報酬等 94百万円（うち社外取締役 9百万円）

(ロ) 監査役に対する報酬等 32百万円（うち社外監査役 16百万円）

(注) 1. 上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額6百万円（取締役5百万円、監査役1百万円）が含まれております。

2. 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、9百万円（取締役7百万円、監査役1百万円）を計上しております。

3. 上記の報酬等の額以外に、平成28年6月23日開催の第4回定時株主総会の決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

退任取締役 2名 25百万円

退任監査役 1名 6百万円

4. 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

イ【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注)2.	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)(注)3.	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	121	20	134	13

(注)1. 「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

2. IFRS財務諸表に関する監査業務として42百万円の対価を含みます。

3. IFRS財務諸表に関する監査業務として43百万円の対価を含みます。

ロ【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

ハ【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アジア諸国の税務・会計制度調査業務及び米国証券取引委員会への平成27年度年次更新書類同意書発出業務等であります。

当事業年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アジア、中東、中南米、米国の税務・会計制度調査業務及び米国証券取引委員会への平成28年度年次更新書類同意書発出業務等であります。

ニ【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」（平成24年財務省令第15号）に準拠しております。

2．監査証明について

当行は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3．連結財務諸表について

当行は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,220,187	1,526,209
現金	0	0
預け金	1,220,187	1,526,208
有価証券	¹ 236,602	¹ 281,249
その他の証券	236,602	281,249
貸出金	^{2, 3, 4, 5, 6} 13,540,661	^{2, 3, 4, 5, 6} 14,309,138
証書貸付	13,540,661	14,309,138
その他資産	256,188	261,790
前払費用	521	653
未収収益	49,807	68,861
金融派生商品	43,357	1,972
金融商品等差入担保金	162,230	189,920
その他の資産	273	382
有形固定資産	⁸ 27,804	⁸ 27,613
建物	2,882	2,916
土地	24,427	24,311
リース資産	13	5
建設仮勘定	34	—
その他の有形固定資産	446	380
無形固定資産	2,737	2,711
ソフトウェア	2,737	2,711
支払承諾見返	2,464,703	2,384,997
貸倒引当金	168,262	222,036
資産の部合計	17,580,622	18,571,673
負債の部		
借入金	9,438,450	9,908,705
借入金	9,438,450	9,908,705
社債	⁷ 2,668,558	⁷ 3,301,565
その他負債	528,890	461,442
未払費用	31,815	43,592
前受収益	57,888	65,572
金融派生商品	375,363	332,906
金融商品等受入担保金	63,380	18,880
リース債務	16	3
その他の負債	426	487
賞与引当金	516	519
役員賞与引当金	6	6
退職給付引当金	7,090	6,807
役員退職慰労引当金	39	16
支払承諾	2,464,703	2,384,997
負債の部合計	15,108,255	16,064,061
純資産の部		
資本金	1,391,000	1,683,000
利益剰余金	972,140	842,366
利益準備金	929,368	800,754
その他利益剰余金	42,772	41,612
繰越利益剰余金	42,772	41,612
株主資本合計	2,363,140	2,525,366

その他有価証券評価差額金	4,303	2,468
繰延ヘッジ損益	104,923	20,223
評価・換算差額等合計	109,226	17,755
純資産の部合計	2,472,367	2,507,611
負債及び純資産の部合計	17,580,622	18,571,673

【損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
経常収益	240,005	294,656
資金運用収益	213,806	259,250
貸出金利息	196,859	253,672
有価証券利息配当金	2,682	755
買現先利息	7	—
預け金利息	2,787	4,822
金利スワップ受入利息	11,250	—
その他の受入利息	219	0
役務取引等収益	22,091	26,836
その他の役務収益	22,091	26,836
その他業務収益	141	—
外国為替売買益	117	—
その他の業務収益	23	—
その他経常収益	3,965	8,570
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	1,890	—
組合出資に係る持分損益	¹ 1,914	¹ 8,421
その他の経常収益	160	148
経常費用	197,276	253,118
資金調達費用	123,779	177,433
借入金利息	57,339	91,175
社債利息	66,429	59,420
金利スワップ支払利息	—	26,836
その他の支払利息	10	—
役務取引等費用	1,653	1,919
その他の役務費用	1,653	1,919
その他業務費用	1,310	3,136
外国為替売買損	—	482
社債発行費償却	729	1,662
金融派生商品費用	145	422
その他の業務費用	434	569
営業経費	17,631	16,726
その他経常費用	52,901	53,902
貸倒引当金繰入額	52,770	53,855
株式等売却損	130	—
その他の経常費用	—	46
経常利益	42,728	41,537
特別利益	43	75
固定資産処分益	43	75
当期純利益	42,772	41,612

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,391,000	865,683	127,369	993,053	2,384,053
当期変動額					
準備金繰入		63,684	63,684	-	-
国庫納付			63,684	63,684	63,684
当期純利益			42,772	42,772	42,772
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	63,684	84,597	20,912	20,912
当期末残高	1,391,000	929,368	42,772	972,140	2,363,140

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	12,786	63,681	76,467	2,460,520
当期変動額				
準備金繰入				-
国庫納付				63,684
当期純利益				42,772
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,482	41,242	32,759	32,759
当期変動額合計	8,482	41,242	32,759	11,846
当期末残高	4,303	104,923	109,226	2,472,367

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高	1,391,000	929,368	42,772	972,140	2,363,140
当期変動額					
改正法附則第3条第3項の規定に基づく資本金への振替	150,000	150,000		150,000	-
新株の発行	142,000				142,000
準備金繰入		21,386	21,386	-	-
国庫納付			21,386	21,386	21,386
当期純利益			41,612	41,612	41,612
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	292,000	128,613	1,159	129,773	162,226
当期末残高	1,683,000	800,754	41,612	842,366	2,525,366

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,303	104,923	109,226	2,472,367
当期変動額				
改正法附則第3条第3項の規定に基づく資本金への振替				-
新株の発行				142,000
準備金繰入				-
国庫納付				21,386
当期純利益				41,612
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,835	125,146	126,982	126,982
当期変動額合計	1,835	125,146	126,982	35,244
当期末残高	2,468	20,223	17,755	2,507,611

（注）株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成28年法律第41号）附則第3条の規定に基づく計画書に従って、預け金及び利益準備金150,000百万円が一般業務勘定より除外され特別業務勘定へ属することとなっております。また、特別業務勘定へ属することとなった利益準備金150,000百万円は、同法附則第3条第3項の規定に基づき、特別業務勘定の資本金に振替えられております。

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	42,772	41,612
減価償却費	1,302	1,209
貸倒引当金の増減()	52,770	53,773
賞与引当金の増減額(は減少)	15	2
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	695	282
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8	22
資金運用収益	213,806	259,250
資金調達費用	123,779	177,433
有価証券関係損益()	3,674	8,421
固定資産処分損益(は益)	43	75
貸出金の純増()減	892,288	768,476
借入金の純増減()	13,134	470,255
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	305,251	137,099
普通社債発行及び償還による増減()	382,533	631,331
資金運用による収入	206,938	240,302
資金調達による支出	118,022	163,993
その他	204,123	191,419
小計	716,752	86,879
営業活動によるキャッシュ・フロー	716,752	86,879
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	55,554	43,828
有価証券の売却による収入	67,401	4,796
有価証券の償還による収入	10,409	1,389
有形固定資産の取得による支出	183	288
有形固定資産の売却による収入	332	212
無形固定資産の取得による支出	516	841
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,888	38,559
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	142,000
リース債務の返済による支出	13	12
国庫納付の支払額	63,684	21,386
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,698	120,601
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	674,942	168,921
現金及び現金同等物の期首残高	40,651	715,594
現金及び現金同等物の期末残高	1 715,594	1 884,516

【注記事項】

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～35年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません（前事業年度末も、その金額はありません）。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（４）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

（５）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

７．ヘッジ会計の方法

（１）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

（２）為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

９．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀預け金であります。

（会計方針の変更）

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の経常利益及び当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
株式	2,061百万円	4,010百万円
出資金	82,439百万円	89,721百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	-	-
延滞債権額	111,407百万円	3,748百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	44,719百万円	53,399百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	98,714百万円	182,434百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

一般業務勘定

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
合計額	254,840百万円	239,582百万円

特別業務勘定

特別業務勘定には該当する債権はありません。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸付未実行残高	2,884,178百万円	2,447,815百万円

7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
社債	2,668,558百万円	3,301,565百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
減価償却累計額	1,507百万円	1,777百万円

9. 偶発債務

当行は、平成24年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券について、以下のとおり連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を下記連帯債務の一般担保に供しております。

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
450,000百万円	210,000百万円

10. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
組合出資に係る持分損益	436百万円	8,151百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,391,000,000	-	-	1,391,000,000	
種類株式	-	-	-	-	
合 計	1,391,000,000	-	-	1,391,000,000	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,391,000,000	142,000,000	-	1,533,000,000	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合 計	1,391,000,000	142,000,000	-	1,533,000,000	(注)
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 142,000,000千株

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金預け金勘定	1,220,187百万円	1,526,209百万円
定期性預け金等	504,593百万円	641,692百万円
現金及び現金同等物	715,594百万円	884,516百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

動産であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(１) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(２) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置の上、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

（ ）為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

（ ）金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

() 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR) 等を計測しております。当事業年度の当行における市場リスク量 (VaR) は、国際協力銀行法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において計測した市場リスク (VaR) の合算値としており、以下のとおりとなっております。なお、当行では金利リスクと為替リスクの相関度合いを考慮し計測した合算値を市場リスク量 (VaR) としております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

1,521 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaRによるリスク管理

VaRとは、過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・VaR値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

八 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2) 参照)。

前事業年度 (平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,220,187	1,220,187	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	41,697	41,697	-
(3) 貸出金	13,540,661		
貸倒引当金 (* 1)	160,868		
	13,379,792	13,483,425	103,633
(4) 金融商品等差入担保金	162,230	162,230	-
資産計	14,803,907	14,907,541	103,633
(1) 借入金	9,438,450	9,536,939	98,488
(2) 社債	2,668,558	2,721,958	53,399
(3) 金融商品等受入担保金	63,380	63,380	-
負債計	12,170,388	12,322,277	151,888
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(332,006)	(332,006)	-
デリバティブ取引計	(332,006)	(332,006)	-

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
（１）現金預け金	1,526,209	1,526,209	-
（２）有価証券			
其他有価証券	65,391	65,391	-
（３）貸出金	14,309,138		
貸倒引当金（＊１）	214,039		
	14,095,098	14,237,483	142,384
（４）金融商品等差入担保金	189,920	189,920	-
資産計	15,876,619	16,019,004	142,384
（１）借入金	9,908,705	9,973,774	65,068
（２）社債	3,301,565	3,276,524	25,041
（３）金融商品等受入担保金	18,880	18,880	-
負債計	13,229,151	13,269,178	40,027
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(330,934)	(330,934)	-
デリバティブ取引計	(330,934)	(330,934)	-

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（＊２）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金預け金

満期のないあるいは満期が３カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（２）有価証券

其他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

（３）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

（４）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

（１）借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価と

しております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

（２）社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

（３）金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（２）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前事業年度 （平成28年３月31日）	当事業年度 （平成29年３月31日）
非上場株式（子会社・関連会社）（＊１）	2,061	4,010
非上場株式（子会社・関連会社以外）（＊１）	68,998	76,471
組合出資金（子会社・関連会社）（＊２）	82,439	89,721
組合出資金（子会社・関連会社以外）（＊２）	41,404	45,653
合 計	194,904	215,857

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	1,220,187	-	-	-	-	-
有価証券 其他有価証券	1,408	25,400	14,500	2	-	-
貸出金(*2)	1,197,980	2,762,518	2,923,967	2,241,679	2,405,068	1,827,328
合計	2,419,576	2,787,918	2,938,467	2,241,682	2,405,068	1,827,328

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない182,118百万円は含めておりません。

(*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	1,526,208	-	-	-	-	-
有価証券 其他有価証券	12,900	36,000	16,300	2	-	-
貸出金(*2)	1,452,472	3,071,094	2,941,694	2,377,777	2,499,593	1,896,815
合計	2,991,581	3,107,094	2,957,994	2,377,780	2,499,593	1,896,815

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない169,689百万円は含めておりません。

(*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	681,156	5,129,598	2,487,995	430,800	708,900	-
社債	500,720	1,093,005	440,516	-	639,740	-
合計	1,181,876	6,222,603	2,928,511	430,800	1,348,640	-

(*1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,015,293	5,033,424	2,381,587	777,000	620,900	80,500
社債	366,405	1,183,852	584,389	112,190	1,063,367	-
合計	1,381,698	6,217,277	2,965,976	889,190	1,684,267	80,500

（* 1）金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

１．売買目的有価証券

前事業年度（平成28年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年３月31日）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券

前事業年度（平成28年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年３月31日）

該当事項はありません。

３．その他有価証券

前事業年度（平成28年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	28,771	28,045	726
	小計	28,771	28,045	726
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	52,925	53,100	174
	小計	52,925	53,100	174
合計		81,697	81,145	552

当事業年度（平成29年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	40,237	39,904	333
	小計	40,237	39,904	333
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	65,154	65,300	145
	小計	65,154	65,300	145
合計		105,391	105,204	187

4．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

5．当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	62,577	1,890	130
合計	62,577	1,890	130

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前事業年度（平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前事業年度（平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前事業年度（平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	4,303
その他有価証券(*)	4,303
その他の金銭の信託	-
その他有価証券評価差額金	4,303

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

当事業年度(平成29年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	2,468
その他有価証券(*)	2,468
その他の金銭の信託	-
その他有価証券評価差額金	2,468

(*)「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(１) 金利関連取引

前事業年度(平成28年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

(２) 通貨関連取引

前事業年度(平成28年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

(３) 株式関連取引

前事業年度(平成28年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

(４) 債券関連取引

前事業年度(平成28年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

(５) 商品関連取引

前事業年度(平成28年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

(６) クレジット・デリバティブ取引

前事業年度(平成28年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年３月31日)

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（１）金利関連取引

前事業年度（平成28年３月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債			
	受取固定・支払変動		2,413,837	1,963,117	71,551
	受取変動・支払固定		660,583	655,321	68,132
	受取変動・支払変動		8,450	8,450	9
	合計		-	-	3,428

（注）時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当事業年度（平成29年３月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債			
	受取固定・支払変動		3,055,575	2,739,170	27,861
	受取変動・支払固定		725,118	723,696	31,047
	受取変動・支払変動		58,569	56,095	249
	合計		-	-	58,659

（注）時価の算定

割引現在価値により算定しております。

（２）通貨関連取引

前事業年度（平成28年３月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 借入金 社債	4,082,376	3,206,901	335,430
	為替予約				
	売建		40	-	0
	買建		312	-	3
	合計		-	-	335,434

（注）１．主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年７月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 社債	3,904,090	3,054,483	272,275
	為替予約 売建 買建	貸出金等	114	-	6
			248	-	6
	合計		-	-	272,275

（注）1．主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2．時価の算定
割引現在価値により算定しております。

（3）株式関連取引

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（4）債券関連取引

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当行は、平成26年10月1日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（平成26年10月1日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度であります。自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、平成26年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成26年10月1日に過去分返上の認可を受けております。また、当行が加入する公庫企業年金基金は、平成28年5月24日に返還相当額（最低責任準備金）の52,750百万円を前納しております。

２．確定給付制度

(１) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
退職給付債務の期首残高	13,327	14,046
勤務費用	458	494
利息費用	74	18
数理計算上の差異の発生額	1,008	154
退職給付の支払額	821	632
退職給付債務の期末残高	14,046	13,772

(２) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
年金資産の期首残高	6,932	6,956
期待運用収益	105	106
数理計算上の差異の発生額	17	23
事業主からの拠出額	117	116
退職給付の支払額	216	238
年金資産の期末残高	6,956	6,964

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当事業年度 (平成29年 3 月31日)
積立型制度の退職給付債務	9,013	8,703
年金資産	6,956	6,964
	2,057	1,738
非積立型制度の退職給付債務	5,033	5,069
未積立退職給付債務	7,090	6,807
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,090	6,807
退職給付引当金	7,090	6,807
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,090	6,807

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
勤務費用	458	494
利息費用	74	18
期待運用収益	105	106
数理計算上の差異の費用処理額	991	177
確定給付制度に係る退職給付費用	1,418	228

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当事業年度 (平成29年 3 月31日)
債券	39%	38%
株式	12%	13%
生命保険会社一般勘定	8%	8%
現金及び預金	41%	0%
代行返上に伴う返還相当額（最低責任準備金）の前納分	-	40%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
割引率	0.16%	0.32%
長期期待運用収益率	2.50%	2.50%
予想昇給率	3.91%	4.36%

3 . 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は前事業年度24百万円、当事業年度24百万円であります。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行の報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処」の4つの分野について金融業務を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とした業務を行っており、その目的を達成するため、株式会社国際協力銀行法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、特別業務以外の業務（「一般業務」）及び「特別業務」の2つを報告セグメントとしております。

「一般業務」は、特別業務以外の業務を行っております。

「特別業務」は、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っております。

当事業年度より、平成28年10月1日から特別業務を開始したことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「出融資保証業務」の単一セグメントから、「一般業務」及び「特別業務」の2つの報告セグメントに変更しております。

なお、前事業年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しており、「3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前事業年度に記載しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、純利益（又は純損失）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	一般業務	財務諸表 計上額
経常収益		
(1) 外部顧客に対する 経常収益	240,005	240,005
(2) セグメント間の 内部経常収益	-	-
計	240,005	240,005
セグメント利益又は 損失（ ）	42,772	42,772
セグメント資産	17,580,622	17,580,622
セグメント負債	15,108,255	15,108,255
その他の項目		
減価償却費	1,302	1,302
資金運用収益	213,806	213,806
資金調達費用	123,779	123,779
特別利益	43	43
固定資産処分益	43	43
特別損失	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	683	683
貸倒引当金繰入額	52,770	52,770

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	一般業務	特別業務	報告セグメント 小計	調整額	財務諸表 計上額
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	294,655	0	294,656	-	294,656
(2) セグメント間の 内部経常収益	5	-	5	5	-
計	294,661	0	294,661	5	294,656
セグメント利益又は 損失（ ）	41,693	81	41,612	-	41,612
セグメント資産	18,369,251	202,432	18,571,683	10	18,571,673
セグメント負債	16,063,972	99	16,064,072	10	16,064,061
その他の項目					
減価償却費	1,209	-	1,209	-	1,209
資金運用収益	259,250	-	259,250	-	259,250
資金調達費用	177,433	-	177,433	-	177,433
特別利益	75	-	75	-	75
固定資産処分益	75	-	75	-	75
特別損失	-	-	-	-	-
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,129	-	1,129	-	1,129
貸倒引当金繰入額	53,855	-	53,855	-	53,855

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と損益計算書の経常収益との差異について記載しております。

2. 調整額は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. サービスごとの情報

当行は、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

国内	豪州	アジア・大洋州 (除豪州)	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米	合計
42,283	27,456	54,737	59,768	55,760	240,005

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. サービスごとの情報

当行は、融資等業務の区分の外部顧客に対する経常収益が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

（単位：百万円）

国内	豪州	アジア・大洋州 （除豪州）	ヨーロッパ・ 中東・アフリカ	北米・中南米	合計
60,117	29,992	60,580	72,217	71,748	294,656

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

１．関連会社に関する事項

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	82,439	89,721
持分法を適用した場合の投資の金額	82,439	89,721
	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	-	-

(注) 当行の関連会社のうち、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社については除外しております。

２．開示対象特別目的会社に関する事項

当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 （百万円）	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有（被 所有） 割合 （％）	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 （百万円） （注３）	科目	期末残高 （百万円） （注３）
主 要 株 主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田 区	-	政 策 金 融 行 政	被所有 直 接 100	資金の 借入等	資金の 受入 （注１）	1,840,778	借入金	9,438,450
							借入金 の 返済	1,403,938		
							借入金 利息の 支払	57,339	未払費用	18,240
							社債への 被保証 （注２）	2,388,589	-	-

- （注） １．資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
- ２．社債への被保証については、保証料の支払はありません。
- ３．取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有（被 所有） 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
主 要 株 主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田 区	-	政 策 金 融 行 政	被所有 直 接 100	資金の 借入等	増資の 引受 (注1)	142,000	-	-
							資金の 受入 (注2)	1,673,239	借入金	9,908,705
							借入金 の返 済	1,194,214		
							借入金 利息の 支払	91,175	未払費用	26,210
							社債への 被保証 (注3)	3,071,586	-	-

- (注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。
3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区	7,925,375	政府開発援助実施	なし	連帯債務関係	連帯債務	250,000 (注1、4)	-	-
	株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区	3,904,645	金融業	なし	連帯債務関係	連帯債務	611,570 (注2、4)	-	-
								450,000 (注3、4)	-	-

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区	8,054,680	政府開発援助実施	なし	連帯債務関係	連帯債務	200,000 (注1、4)	-	-
	株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区	4,061,119	金融業	なし	連帯債務関係	連帯債務	160,237 (注2、4)	-	-
								210,000 (注3、4)	-	-

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

4．連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	1 円77銭	1 円63銭
1 株当たり当期純利益金額	0 円 3 銭	0 円 2 銭

(注) 1 . 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
当期純利益	百万円	42,772	41,612
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	42,772	41,612
普通株式の期中平均株式数	千株	1,391,000,000	1,439,241,095

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成28年 3 月31日)	当事業年度末 (平成29年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,472,367	2,507,611
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,472,367	2,507,611
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,391,000,000	1,533,000,000

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,597	222	27	3,792	876	168	2,916
土地	24,427	—	115	24,311	—	—	24,311
リース資産	44	—	—	44	39	8	5
建設仮勘定	34	296	330	—	—	—	—
その他の有 形固定資産	1,208	100	67	1,241	861	165	380
有形固定資産計	29,312	618	540	29,390	1,777	342	27,613
無形固定資産							
ソフトウェア	5,452	841	9	6,284	3,573	867	2,711
無形固定資産計	5,452	841	9	6,284	3,573	867	2,711

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)第7～9次政府保証外債	平成23年 5月18日 ～ 平成24年 2月7日	591,367 (5,248,199千 米ドル)	140,134 (1,249,078千 米ドル)	2.125～2.500	一般 担保	平成28年 5月18日 ～ 平成31年 2月7日	2
株式会社国際協力銀行第1～21次政府保証外債	平成24年 7月19日 ～ 平成29年 2月24日	1,797,222 (14,955,359千 米ドル) (424,064千 ポンド) (499,917千 カナダドル)	2,931,452 [266,353] (25,225,067千 米ドル) [1,999,574千 米ドル] (424,263千 ポンド) (499,959千 カナダドル) [499,959千 カナダドル]	1.125～3.375	一般 担保	平成29年 7月19日 ～ 平成38年 11月4日	
国際協力銀行第13、16、19、22、23、27、29、30回債券	平成16年 5月28日 ～ 平成20年 5月29日	249,974	199,982 [99,999]	1.670～2.090	一般 担保	平成29年 3月17日 ～ 平成37年 12月19日	1
株式会社日本政策金融公庫第3回社債	平成21年 10月29日	19,995	19,996	1.430	一般 担保	平成31年 9月20日	2
株式会社国際協力銀行第1回社債	平成27年 1月27日	10,000	10,000	0.120	一般 担保	平成31年 12月20日	
合計	—	2,668,558	3,301,565	—	—	—	—

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。

2. 「当期末残高」欄の[]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。

3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した国際協力銀行債券(前記 1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

また、当行は、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)政府保証外債及び株式会社日本政策金融公庫社債(前記 2)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

４．決算日後５年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内
金額（百万円）	366,405	721,187	462,665	191,724	392,665

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	9,438,450	9,908,705	1.12	-
借入金	9,438,450	9,908,705	1.12	平成29年5月～ 平成48年12月
1年以内に返済予定のリース債務	10	3	-	-
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	5	-	-	-
その他有利子負債	63,380	18,880	0.00	-
金融商品等受入担保金	63,380	18,880	0.00	-

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。

3. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。

4. 借入金及びリース債務の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	1,015,293	3,698,353	1,335,070	2,006,214	375,373
リース債務(百万円)	3	-	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	168,262	221,989	82	168,133	222,036
一般貸倒引当金	96,353	216,584	-	96,353	216,584
個別貸倒引当金	68,211	4	82	68,082	52
特定海外債権引当勘定	3,697	5,399	-	3,697	5,399
賞与引当金	516	519	516	-	519
役員賞与引当金	6	6	6	-	6
役員退職慰労引当金	39	9	32	-	16
計	168,824	222,524	636	168,133	222,578

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額
 個別貸倒引当金・・・・・・・・・・回収等による取崩額
 特定海外債権引当勘定・・・・・・・・洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成29年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金884,516百万円、他の銀行への預け金641,692百万円であります。
その他の証券	外国証券281,249百万円であります。
前払費用	営業経費628百万円その他であります。
未収収益	未収貸出金利息66,194百万円その他であります。
その他の資産	保証金その他208百万円、仮払金174百万円であります。

負債の部

未払費用	未払借用金利息26,210百万円、未払社債利息17,018百万円その他であります。
前受収益	保証料65,542百万円その他であります。
その他の負債	仮受金475百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	—
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	—
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	—
公告掲載方法	当行の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	—

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当行は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

提出日	提出先	事業年度
平成28年6月24日	関東財務局長	第4期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(2) 半期報告書

提出日	提出先	事業年度
平成28年12月14日	関東財務局長	第5期中(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(3) 臨時報告書

提出日	提出先	
平成28年10月26日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書

(4) 臨時報告書の訂正報告書及びその添付書類

提出日	提出先	
平成28年10月27日	関東財務局長	平成28年10月26日に提出した臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づくもの)の訂正報告書

(5) 訂正発行登録書

提出日	提出先
平成28年12月1日	関東財務局長

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月16日

株式会社 国 際 協 力 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社国際協力銀行の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

* 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

* 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。